

奈良県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
若葉薬局生駒店	生駒市東松ヶ丘一七一〇	平成三十年七月一日
熨斗歯科医院	葛城市八川八一―二	平成三十年七月一日
羽田医院	桜井市大字西之宮三二八―三五	平成三十年七月一日
斑鳩の里内科醫院	生駒郡斑鳩町興留六丁目二番八号	平成三十年七月二日
ウエルシア薬局橿原中曾司店	橿原市中曾司町七六一―四	平成三十年七月十一日
スマイル薬局菊美台店	生駒郡平群町菊美台一丁目一〇―一三	平成三十年八月一日
医療法人康成会菊美台クリニック	生駒郡平群町菊美台一丁目一〇番一―三号	平成三十年八月一日